

70歳未満

所得区分（年収）	自己負担限度額
約1160万円～ (ア)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% (多数該当 140,100円)
約770～1160万円 (イ)	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% (多数該当 93,000円)
約370～770万円 (ウ)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当 44,400円)
～約370万円 (エ)	57,600円 (多数該当 44,400円)
住民税非課税者 (オ)	35,400円 (多数該当 24,600円)

年収が300万円程度であれば、ひと月の自己負担額は、5万7600円までに抑えられるということです。

70歳以上

■ [改正後] 平成30 (2018) 年8月からの自己負担限度額 (月額)

所得区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位※1）	3割
現役並み所得者 (現役Ⅲ) 住民税課税所得690万円以上	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1パーセント <多数回140,100円※2>		
現役並み所得者 (現役Ⅱ) 住民税課税所得380万円以上	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1パーセント <多数回93,000円※2>		
現役並み所得者 (現役Ⅰ) 住民税課税所得145万円以上	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1パーセント <多数回44,400円※2>		
一般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 <多数回44,400円※2>	1・2割
住民税非課税世帯 <区分2>	8,000円	24,600円	
住民税非課税世帯 <区分1>	8,000円	15,000円	

※1「世帯単位」は、後期高齢者医療制度の加入者のみが対象となります。

※2過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、限度額が下がります。

証の提示が必要です（ウと現役Ⅰの方は片目の手術の場合、提示の必要はありません）

白内障手術料金

		1割負担	2割負担	3割負担
片眼の場合	約160,000円	約16,000円	約32,000円	約48,000円
両眼の場合	約320,000円	約32,000円	約64,000円	約96,000円

※1割・2割の方は手術月の支払いは18,000円です

手術が決まったら・・・

高額療養費制度を利用できる場合がありますので、以下の点をご確認ください

70歳未満の方・・・限度額認定証ウ～オの対象か
70歳以上の方・・・3割の方は、限認証の「現役I」対象か
1・2割の方は「区分1か区分2」対象か

◎対象となる場合は、限度額認定証をお取り寄せください。

※以下の方は、取り寄せは不要です

- ・片眼のみの手術の方（住民税非課税世帯の方は必要）
- ・マイナンバーカードで当院の受付登録をされた方

◎保険診療は、現金のみのお支払いとなります。

限度額の確認・申請先は・・・

国保・・・各市町村役場へ

社保・・・各保険者（会社の担当に）へ

国保組合・・・各国保組合へ

※日進市国保の方は…印鑑と保険証を持参し、保険年金課へ行くと発行してもらえます。

70歳未満・・・0561-73-1420

70歳以上・・・0561-73-1430